

こすもすキッズ真野保育園 利用料その他の費用等 ※運営規程より抜粋

従業員枠の利用料

保護者負担額 (公定価格により変動する。 下は参考金額)  利用料金月額(食事代別途)	法人負担割合				
	16日以上保育利用(又は16日以上就業契約)予定且つ				
	A:週40時間以上勤務 (早出遅出可)	B:週30~39時間勤務 (早出遅出不可。 1日8時間勤務可)	C:週24~29時間勤務	D:週16~23時間勤務	E:週24時間未満勤務
5歳児 23,100円	100%	90%	80%	60%	30%
4歳児 23,100円	配偶者 有の場合 80%	配偶者 有の場合 70%	配偶者 有の場合 60%	配偶者 有の場合 40%	配偶者 有の場合 20%
3歳児 26,600円					
2歳児 37,000円					
1歳児 37,000円					
0歳児 37,100円					
F:一時預かり1時間500円	行政からの補助がある場合は、行政の補助を優先する。				

兄弟姉妹がいる場合の利用料

	1人目	2人目	3人目以降
従業員枠	従業員割引料金 (上記のとおり)	5,000円	0円
地域枠(準地域枠)	全額	半額	半額

- ※法人負担は利用初回月の翌月より開始する。(利用初回月は全額保護者負担)
- ※月齢は4月時点の年齢を基準とする。
- ※法人負担割合の元となる職員勤務時間は有給休暇付与の根拠となる時間数に順ずる。法人負担割合を除く保護者負担額は、職員が支払う。
- ※保育にかかる環境等を個別に勘案し理事長判断で負担割合の増減を行うことがある。
- ※区分Aと区分Bの利用は、原則1日8時間勤務が可能なる者に対して行う。1日8時間勤務ができない場合は、区分B以上の労働時間があっても区分Cの負担割合となる。
- ※法人負担は勤務(夜勤明けを含む)に対して行うものであり、勤務日以外は原則月曜日から金曜日(祝日除く)9時~16時の間のみ利用可能。勤務日以外の土曜日に利用を希望する場合、原則二週間前迄に申請し、利用が認められることが必要。

地域枠の利用料

子どもの月齢に応じた料金とする。

月極保育の保護者は、次の各号の区分による利用料を当園へ支払うものとする。ただし、基本時間を超えて保育する場合は、15分250円の延長保育料を加算するものとする。

- ・一時保育の保護者は、1時間500円とする。  
(利用する場合は保護者等に昼食及び間食を持参してもらうものとする)
- ・第1項及び第2項に定めるもののほか、当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、当該保護者より実費の負担を受ける。
- ・当該保護者は、前3項の規定による利用料等を、保育を受けた日の属する月の翌月15日までに、当園に支払うものとする。(原則、前払い)

#### 保育の無償化に係る利用料

- ・食事代について、0歳児～2歳児は無料。3歳児以降は下記の表のとおり保護者負担が、発生する。

月齢	主食代	副食代	月額合計
3歳児	1,000円	5,500円	6,500円
4歳児	2,000円	6,500円	8,500円
5歳児	3,000円	7,500円	10,500円

区分Aの配偶者無しであれば副食代は法人負担とする。

- ・利用料金について、3歳児から5歳児までの子供のうち、保育の必要性がある子供は保育料金は申請によって無償化される。0歳児から2歳児までの子供のうち、住民税非課税世帯であって保育の必要性がある子供の保育料金は申請によって無償化される。

住民税非課税世帯の判定は、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況、9月～3月までは、その年度の住民税の課税状況で判断する。

#### その他の負担

当該保護者は、利用子どもが使用する紙おむつ、タオル、布団等の生活必需品を自ら提供しなければならない。ただし、当該保護者は、生活必需品について当園が提供するサービスを利用する場合は、利用に伴い発生する経費を負担するものとする。

令和4年4月1日